

セグロウリミバエの緊急防除に関する告示

令和七年三月十四日
農林水産省告示第四百十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、セグロウリミバエの緊急防除に関し、次のように告示する。

- 一 防除を行う区域 沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村
- 二 防除を行う期間 令和七年四月十四日から令和七年十二月三十一日まで
- 三 有害動物の種類 セグロウリミバエ
- 四 防除の内容 セグロウリミバエの緊急防除に関する省令（令和七年農林水産省令第九号）第三条から第五条までに定める措置その他必要な措置